

現場代理人の常駐義務の緩和について（お知らせ）

建設工事における現場代理人の取扱いについて下記のとおりとします。

記

現場代理人は、当該工事現場への常駐が義務付けられていますが、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合に限り、別紙「米原市現場代理人の常駐に関する運用基準」の規定により、例外的に常駐義務を緩和することができることとし、他工事の現場代理人を兼務することができるものとします。

当該運用基準は令和6年4月1日から開始します。

令和6年2月19日

米原市総務部財政契約課